

2019年4月15日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森 亮介
 (証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険 2018年度第4四半期の保険金等の支払状況

2018年度第4四半期の支払実績は1,869件

ライフネット生命保険株式会社(URL:<https://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:森亮介)は、2018年度第4四半期(2019年1月~3月)の保険金等の支払状況をお知らせします。

2018年度第4四半期にお支払いした保険金等は、保険金18件、給付金1,851件の合計1,869件となりました。また、お支払いできない事由(支払不可事由)に該当すると判断した件数は、保険金4件、給付金78件の合計82件となりました。この結果、2018年度(2018年4月~2019年3月)までにお支払いした件数は、保険金89件、給付金6,987件の合計7,076件となり、お支払いできない事由に該当すると判断した件数は、保険金5件、給付金319件の合計324件となりました。

当社は、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを「正確に、遅滞なく」実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内^{*1}」に、指定口座に保険金等をお支払いしています。2018年度の平均支払所要日数(営業日)は、2.52日^{*1}となりました。実際に給付金を請求されたご契約者の感想とお支払い事例を、以下のとおりご紹介します。

■終身医療保険の給付金を請求されたご契約者の感想



電話で相談させてもらい、請求の資料は早く届きましたし、丁寧な記入例などもすべて同封されていたのでとてもわかりやすかったです。

(30代女性 切迫早産により、入院給付金および手術給付金をお支払い)

支払いのスピードの早さと、書類を郵送せずにスマホで撮影して写真で審査できるのはとても良いと思います。特別な書類も不要だったので、給付金が全額手元に残って嬉しかったです。



■就業不能保険のお支払い事例のご紹介



食道がんを原因として、就業不能状態となられ、その状態が支払対象外期間を超えたため、就業不能給付金をお支払いしています。(40代男性)

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数および内訳^{*2}

2018年度(2018年4月～2019年3月)

(単位:件)

		支払件数	支払不可事由該当件数	詐欺取消	不法取得目的無効	告知義務違反解除	重大事由解除	免責事由該当	支払事由非該当
合計		7,076	324	-	-	125	1	4	194
定期死亡保険 ^{*4}	死亡保険金	83	5	-	-	3	-	2	-
	高度障害保険金	6	-	-	-	-	-	-	-
	保険料の払込免除	-	-	-	-	-	-	-	-
終身医療保険 ^{*4}	入院給付金	1,902	28	-	-	-	1	-	27
	手術給付金	619	4	-	-	-	-	-	4
	保険料の払込免除	5	2	-	-	-	-	-	2
終身医療保険(2014) ^{*4}	入院給付金	1,725	102	-	-	58	-	-	44
	女性入院給付金	550	31	-	-	17	-	-	14
	手術給付金	1,099	76	-	-	40	-	-	36
	がん治療給付金	72	5	-	-	-	-	-	5
	先進医療給付金	6	-	-	-	-	-	-	-
	保険料の払込免除	3	-	-	-	-	-	-	-
定期療養保険 ^{*4}	入院療養給付金	378	12	-	-	-	-	-	12
	外来療養給付金	315	15	-	-	-	-	-	15
	がん治療給付金	23	-	-	-	-	-	-	-
	先進医療給付金	3	-	-	-	-	-	-	-
	保険料の払込免除	-	-	-	-	-	-	-	-
就業不能保険 ^{*4}	就業不能給付金 ^{*3}	114	10	-	-	-	-	-	10
就業不能保険(2016) ^{*4}	就業不能給付金 ^{*3}	92	29	-	-	6	-	2	21
	高度障害給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
がん保険 ^{*4}	がん診断一時金	38	4	-	-	1	-	-	3
	上皮内新生物診断一時金	3	-	-	-	-	-	-	-
	がん収入サポート給付金	-	-	-	-	-	-	-	-
	治療サポート給付金	40	1	-	-	-	-	-	1
	がん先進医療給付金	-	-	-	-	-	-	-	-

*1 書類到着日を1日目として、営業日ベースで計算した日数です。ただし、請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は平均支払所要日数の計算に含めていません。

*2 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては1契約で複数の件数を計上する場合があります。

*3 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。なお、2018年度(2018年4月～2019年3月)に就業不能給付金をお支払いした被保険者数は、72人です。

*4 定期死亡保険は「かぞくへの保険」「au 定期ほけん」、終身医療保険は「じぶんへの保険」、終身医療保険(2014)は「新じぶんへの保険」「新じぶんへの保険レディース」「au 医療ほけん」「au 医療ほけんレディース」、定期療養保険は「じぶんへの保険プラス」、就業不能保険は「働く人への保険」、就業不能保険(2016)は「働く人への保険 2」「au 生活ほけん」、がん保険は「ダブルエール」「au がんほけん」を指します。

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数の推移

(単位: 件)

		支払件数	支払不可事由該当件数
2018 年度	第 4 四半期 (2019 年 1 月～3 月)	1,869	82
	第 3 四半期 (2018 年 10 月～12 月)	1,828	104
	第 2 四半期 (2018 年 7 月～9 月)	1,751	76
	第 1 四半期 (2018 年 4 月～6 月)	1,628	62
2017 年度	第 4 四半期 (2018 年 1 月～3 月)	1,581	68
	第 3 四半期 (2017 年 10 月～12 月)	1,585	45
	第 2 四半期 (2017 年 7 月～9 月)	1,609	64
	第 1 四半期 (2017 年 4 月～6 月)	1,465	61
2016 年度	第 4 四半期 (2017 年 1 月～3 月)	1,482	44
	第 3 四半期 (2016 年 10 月～12 月)	1,453	69
	第 2 四半期 (2016 年 7 月～9 月)	1,483	65
	第 1 四半期 (2016 年 4 月～6 月)	1,406	43

お支払いできない事由に該当する事案の概要

2018 年度第 4 四半期にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払不可事由	種類	支払不可とした事案の概要
告知義務違反	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者死亡により死亡保険金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、ご契約のお申し込み前に病気のため加療を行っていたにもかかわらず、告知をしていなかったことが判明し、かつ、告知していなかった事実と死亡の原因に因果関係が認められました。 このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の死亡保険金はお支払いできませんでした。
免責事由該当	就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> 病気により入院および在宅療養をされており、就業不能給付金の請求をいただきましたが、事実確認において、原因となった病気が精神障害であることが確認されました。 精神障害による就業不能状態は、免責事由に該当するため、就業不能給付金はお支払いできませんでした。
支払事由非該当	がん治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> がん診断によりがん治療給付金の請求をいただきましたが、審査の結果、がん責任開始日前にがんと診断確定されていたことが判明しました。 がん治療給付金の責任開始日前にがんと診断確定されていたため、がん治療給付金はお支払いできませんでした。

用語の説明

支払不可事由に該当する事由の説明は、以下のとおりです。

詐欺取消	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消しとさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しません。
不法取得目的無効	保険金などを不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合は、保険契約を無効とさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しません。
告知義務違反解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただきますことがあります。
重大事由解除	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合、保険金等のご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合、その他、約款「重大事由による解除」に定める事由によって、保険契約を解除させていただきますことがあります。
免責事由該当	約款に定める「保険金を支払わない場合(免責事由)」および「給付金を支払わない場合(免責事由)」にそれぞれ該当する場合、ご請求内容が、約款に定める免責事由に該当すると判断させていただきますことがあります。
支払事由非該当	ご請求内容が、約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただきますことがあります。(約款に定める「支払事由」に該当しない場合)なお、保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合のみです。

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。徹底した情報開示やメール・電話・チャットでの保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨するとともに、オンライン生保市場の拡大を牽引するリーディングカンパニーを目指します。

会社および商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
03-5216-7900(広報:原/IR:加藤)